

# 確定申告のお知らせ

しもつけクイズ

【正解は①】

詳しくは18ページをご覧ください。

## 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

### ■対象の方、期間及び会場

対象者	期間	会場
還付申告の方	1月4日(水)～2月15日(水)	栃木税務署 (栃木市河合町1-29)
贈与税の確定申告と納税	2月1日(水)～2月15日(水)	
全ての方	2月16日(木)～3月15日(水)	栃木商工会議所大ホール (栃木市片柳町2丁目1-46)

■受付時間 午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時から)

### 注意事項

- 確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。
- 土日・祝日は開設していません。
- スマートフォン(スマホ)をお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
- 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- 確定申告会場では現金納付の窓口業務は行っておりません。
- 確定申告会場の駐車場は混雑します。お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。
- 栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

### 確定申告会場で実施する感染症対策

- 来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を実施しています。せき・発熱などの症状がある方は、入場をお断りさせていただきます。

## マイナンバーカードを使ってご自宅からスマホ申告!

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読み取り対応機種)をお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

※マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)」及び「署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16桁)」をご用意ください。

※マイナンバーカード(電子証明書)の有効期間が経過している場合や、転居や婚姻などにより住所や氏名に変更があった場合は、マイナンバーカードまたはカード内の電子証明書の再発行手続きが必要となりますので、ご注意ください。

### スマホ申告のメリット

- 多くの方が来場される確定申告会場に向く必要がありません。
- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- マイナポータル連携により、一部の所得控除などが自動入力されます。
- 青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります。

確定申告書等作成コーナーは、下記の二次元コードからアクセスできます。



### ■国税庁ホームページ

URL <https://www.nta.go.jp/>

確定申告

